

2016年12月16日

日本共産党県議団

委員長報告に対する討論

日本共産党の尾村利成です。日本共産党県議団を代表して、条例案1件に対して委員長報告に反対する討論を行います。

第135号議案「知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」

第135号議案「知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

本条例は、4ヘクタール以下の農地転用許可の事務を益田市、安来市、奥出雲町、津和野町、吉賀町の5団体へ移譲するものであります。

食糧生産の基盤である農地は、生物多様性や多面的機能の観点からも重要であり、転用は極めて慎重に行わなければなりません。これまでは、農地転用規制の実効性を確保する観点から、許可権限が地元の利害関係者から切り離されることによって、その客観性が担保されてきました。

しかし、県から市町への権限移譲によって、許可権者と利害関係者の距離が近くなることで、地元の地権者や進出企業の意向に引きずられ、農地の改廃がいつそう進むことが危惧されます。すなわち、規制の実効性が弱まることが懸念されるのであります。

よって、本条例には反対であります。